

令和6年3月
令和6年第1回栃木市議会定例会
議案説明書（その2）

栃 木 市



番 号	件 名	
議案第38号	栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第39号	栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第40号	栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第41号	栃木市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について	20
議案第42号	栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例の制定について	36
議案第43号	栃木市子どもサポートセンター条例を廃止する条例の制定について	37
議案第44号	財産の取得について（東郷堀川調節池整備事業用地）	38
議案第45号	財産の取得について（小学校指導者用デジタル教科書）	41
議案第46号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	42
議案第47号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	44
議案第48号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	46
認定第1号	令和5年度佐野地区衛生施設組合理一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊

(子育て支援課)

議案第38号

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市大平西子どもの家2号館を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市大平西子どもの家2号館を加え、字句の整理を行うこと。

(第2条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ

議案第38号（子育て支援課）

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例

現		行	
(名称及び位置)			
第2条			
名称		位置	
略		略	
栃木市大平西子どもの家		栃木市大平町富田1899番地	
略		略	

改 正 案

(名称及び位置)

第2条

名称	位置
略	略
栃木市大平西子どもの家	栃木市大平町富田1899番地1
栃木市大平西子どもの家2号館	栃木市大平町富田1899番地1
略	略

(農業振興課)

議案第 39 号

栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市真名子農産加工所を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市農産物加工所条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市真名子農産加工所を削ること。(第2条関係)
- 2 栃木市真名子農産加工所に係る規定を削ること。(第3条及び別表関係)

〔参照条文〕

議案第20号と同じ

栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例

現	行
(名称及び位置)	
第2条 加工所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
略	略
栃木市西方農産加工所	栃木市西方町元1600番地2
栃木市真名子農産加工所	栃木市西方町真名子1400番地1
略	略
(利用することができる者の範囲)	
第3条 加工所を利用することができる者は、市内に住所を有し、栃木県食品衛生責任者制度運営要綱に基づく食品衛生責任者の資格を有するものとする。 <u>ただし、栃木市真名子農産加工所については、この限りでない。</u>	
別表（第7条関係）	
1 栃木市大平西地区農産加工所～3 栃木市西方農産加工所 略	
4 栃木市真名子農産加工所	
利用時間	午前9時から午後1時 午後1時から午後5時 午後5時から午後9時
利用区分	まで まで まで
味噌等製造室	1,100円 1,100円 1,100円
5 栃木市岩舟町ふるさとセンター	
表 略	

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 加工所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市西方農産加工所	栃木市西方町元1600番地2
略	略

(利用することができる者の範囲)

第3条 加工所を利用することができる者は、市内に住所を有し、栃木県食品衛生責任者制度運営要綱に基づく食品衛生責任者の資格を有するものとする。

別表 (第7条関係)

1 栃木市大平西地区農産加工所～3 栃木市西方農産加工所 略

4 栃木市岩舟町ふるさとセンター

表 略

(道路河川維持課)

議案第40号

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

道路法施行令の一部改正による国の道路占用料の改定に準じ本市の道路占用料を改定し、並びに道路法及び同法施行令の一部改正に伴い自動運行補助施設等に係る道路占用料の額を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

占用料の額を改め、自動運行補助施設等に係る占用料の額を定めること。

(別表関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ

議案第40号（道路河川維持課）

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

		現	行
別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510
	第2種電柱		790
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		460
	第2種電話柱		730
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		46
	略		略
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55

改 正 案

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	略		略
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61

現		行
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>110</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>190</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>270</u>
	外径が1メートル以上のもの	<u>550</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		<u>910</u>
法第32条第	地下街及び地階数が1のもの	<u>Aに0.005を乗じ</u>

改 正 案

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300
	外径が1メートル以上のもの			610
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
		その他		10
		その他のもの		
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	810
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	510
		地下に設けるもの		300
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第	地下街及び地階数が1のもの			Aに0.004を乗じ

		現	行	
1項第5号に掲げる施設	下室			て得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			930
	地下に設ける通路			560
	その他のもの			910
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		19
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		190
道路法施行令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチで一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		190
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		1,900
	標識	1本につき1年		730
第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190

改 正 案

1項第5号に掲げる施設	下室	階数が2のもの		て得た額
		の		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			900
	地下に設ける通路			540
その他のもの			1,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	18	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	標識	1本につき1年	810	
第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	180	

現		行		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
		その他のもの		930
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		910
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		190
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第	建築物			Aに0.023を乗じて得た額

改 正 案

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		900
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	180
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第	建築物			Aに0.022を乗じて得た額

現

行

10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	て得た額
		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
備考略		

改 正 案

10号に掲げる施設及び自動車駐車場		て得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
備考		
略		

栃木市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

上下水道料金を改定するに当たり、及び水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市下水道条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市下水道条例の一部改正

- (1) 使用料を改めること。(第18条及び別表関係)
- (2) 特別な場合における使用料の算定に係る規定を改めること。
(第22条関係)

2 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正

- (1) 使用者の人数変更の届出に係る規定を改めること。(第9条関係)
- (2) 使用料を改めること。(第10条及び別表関係)
- (3) 汚水量の認定に係る規定を改めること。(第11条関係)

3 栃木市水道事業給水条例の一部改正

- (1) 引用省令を改めること。(第3条及び第33条関係)
- (2) 料金を改めること。(第24条及び別表関係)
- (3) 使用水量の計量及び料金の算定に係る規定を改めること。
(第26条関係)
- (4) 特別な場合における料金の算定に係る規定を改めること。

(第28条関係)

(5) 口座振替の方法により納付する料金の特例に係る規定を削ること。

(第29条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ

現	行																		
<p>【栃木市下水道条例の一部改正】</p> <p>（使用料）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定める基本料金と<u>超過料金</u>との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（特別な場合における使用料の算定）</p> <p>第22条 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合の<u>使用料</u>は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>使用日数が15日以内で、かつ、排除した汚水量が基本汚水量の2分の1以下の場合は、基本料金の2分の1の金額とする。</u></p> <p>(2) <u>使用日数が15日を超え、又は排除した汚水量が基本汚水量の2分の1を超える場合は、1月分として算定した金額とする。</u></p> <p>2 使用月の中途において用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</p>																			
<p>別表（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">種別</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">基本料金</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">超過料金</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">汚水量</th> <th style="width: 20%;">金額</th> <th style="width: 20%;">汚水量</th> <th style="width: 25%;">金額（1m³につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般用</td> <td style="text-align: center;">10m³まで</td> <td style="text-align: center;">1,166円</td> <td style="text-align: center;">10m³を超え30m³まで</td> <td style="text-align: center;">127円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">で</td> <td></td> <td style="text-align: center;">30m³を超え50m³まで</td> <td style="text-align: center;">136円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	基本料金		超過料金		汚水量	金額	汚水量	金額（1m ³ につき）	一般用	10m ³ まで	1,166円	10m ³ を超え30m ³ まで	127円	で		30m ³ を超え50m ³ まで	136円
種別	基本料金		超過料金																
	汚水量	金額	汚水量	金額（1m ³ につき）															
一般用	10m ³ まで	1,166円	10m ³ を超え30m ³ まで	127円															
	で		30m ³ を超え50m ³ まで	136円															

改 正 案

【栃木市下水道条例の一部改正】

(使用料)

第18条 略

2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の場合において、使用者が排除した汚水の量は、各月均等とみなす。

(特別な場合における使用料の算定)

第22条 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合の基本料金は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日以内の場合は、1月分の2分の1の金額とする。

(2) 使用日数が15日を超え30日以内の場合は、1月分の金額とする。

(3) 使用日数が30日を超え45日以内の場合は、1月分の金額と1月分の2分の1の金額との合計額とする。

(4) 使用日数が45日を超える場合は、2月分の金額とする。

2 使用月の中途において用途に変更があった場合の使用料は、その使用日数の多い料率を適用する。

別表（第18条関係）

種別	使用料（1月につき）		
	基本料金	従量料金	
		汚水量	金額（1m ³ につき）
一般用	1,200円	10m ³ まで	20円
		10m ³ を超え100m ³ まで	140円
		で	

現 行

			50m ³ を超え100m ³ まで	146円
			100m ³ を超えるもの	187円
公衆浴場用	200m ³ まで	10,000円	200m ³ を超えるもの	50円

備考 「公衆浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規定する公衆浴場で物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき栃木県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものから排除される汚水をいう。

【栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正】

（使用開始等の届出）

第9条 排水設備の所有者又は使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 使用者の人数に変更があったとき。

(4) 略

（使用料）

第10条 略

2 使用料の額は、別表のとおりとする。

3 月の途中において処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開したときの使用料は、1月分として算定する。

4 合併前の藤岡町の区域にあっては、多数の者が利用する商店、事業所等に係る人員割料金については、管理者が別に定める基準により算定する。

（汚水量の認定）

第11条 合併前の大平町の区域にあっては、使用者が排除した汚水の量の認定は、1月につ

改 正 案

		100m ³ を超えるもの	190円
公衆浴場用	11,000円	200m ³ まで	無料
		200m ³ を超えるもの	55円

備考 「公衆浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規定する公衆浴場で物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき栃木県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものから排除される汚水をいう。

【栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正】

（使用開始等の届出）

第9条 排水設備の所有者又は使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 使用する水又は世帯を構成する人員（水道水のみを使用している場合にあっては、世帯を構成する人員を除く。）に変更があったとき。

(4) 略

（使用料）

第10条 略

2 使用料の額及び算定については、栃木市下水道条例第18条第2項及び第3項、第22条並びに別表の規定を準用する。この場合において、第22条第1項中「公共下水道」とあるのは「農業集落排水処理施設」と読み替えるものとする。

（汚水量の認定）

第11条 使用者が排除した汚水量の認定については、栃木市下水道条例第19条から第2

現 行

き1人7立方メートルとする。ただし、事業所等については、企業管理規程で定める。

2. 編入前の西方町の区域にあつては、使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。ただし、第9条の規定による届出をしないで農業集落排水処理施設を使用した者に係る使用水量については、管理者が認定する。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。

(2) 水道水以外の水又は水道水と水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して管理者が認定する。

3. 前項第1号の場合において、2人以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおけるそれぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、それぞれの使用の態様を勘案して管理者が認定する。

別表（第10条関係）

1. 合併前の大平町及び編入前の西方町の区域

使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の基本料金と超過料金との合計に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

種別	基本料金（1月につき）		超過料金	
	汚水量	料金	汚水量	1立方メートルにつき
一般	10立方 メートル まで	1,166円	10立方メートルを超え30	127円
			立方メートルまで	
			30立方メートルを超え50	136円
			立方メートルまで	
			50立方メートルを超え100	146円
			立方メートルまで	

改 正 案

1条までの規定を準用する。この場合において、第19条第3項中「第15条」とあるのは「第9条」と、「公共下水道」とあるのは「農業集落排水処理施設」と読み替えるものとする。

現 行

			100立方メートルを超えるもの	187円
公衆浴場用	200立方メートルまで	10,000円	200立方メートルを超えるもの	50円

備考 「公衆浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規定する公衆浴場で物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき栃木県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものから排除される汚水をいう。

2. 合併前の藤岡町の区域

使用料の額は、次の表の基本料金と人員割料金との合計に100分の110を乗じて得た額とする。

基本料金	人員割料金
1世帯当たり月額 2,700円	1人当たり月額 500円

【栃木市水道事業給水条例の一部改正】

目次

- 第1章～第3章 略
- 第4章 料金及び手数料（第23条—第32条）
- 第5章 管理（第33条—第38条）
- 第6章 貯水槽水道（第39条・第40条）
- 第7章 補則（第41条）

附則

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去のための工事をいう。

改 正 案

【栃木市水道事業給水条例の一部改正】

目次

第1章～第3章 略

第4章 料金及び手数料（第23条—第31条）

第5章 管理（第32条—第37条）

第6章 貯水槽水道（第38条・第39条）

第7章 補則（第40条）

附則

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去のための工事をいう。

(3)・(4) 略

(料金)

第24条 料金は、別表に掲げる基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用水量の計量及び料金の算定)

第26条 料金は、隔月の定例検針日に使用水量を計量し、2月分の使用水量の料金を隔月ごとに算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例検針日以外の日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは使用をやめたとき又はメーターの口径に変更があったときの料金は、次のとおり算定する。

- (1) 使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が3立方メートルを超えないときは、別表に定める基本料金の2分の1に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 使用日数が15日を超えるとき又は使用水量が3立方メートルを超えるときは、別表に定める基本料金に100分の110を乗じて得た額とする。

(口座振替の方法により納付する料金の特例)

第29条 管理者は、水道使用者又は管理人が口座振替の方法により料金を納入するときは、算定した料金から口座振替1回当たり50円を減額することができる。ただし、水道使用者

改 正 案

(3)・(4) 略

(料金)

第24条 料金は、別表に掲げる基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用水量の計量及び料金の算定)

第26条 料金は、隔月の定例検針日に使用水量を計量し、その日の属する月分及びその前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例検針日以外の日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。

2 前項の場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

(特別な場合における基本料金の算定)

第28条 定例検針日から次の定例検針日までの中途において、水道の使用を開始し、若しくは使用をやめたとき又はメーターの口径に変更があったときの基本料金は、次のとおり算定する。

(1) 使用日数が15日以内の場合は、1月分の2分の1の金額とする。

(2) 使用日数が15日を超え30日以内の場合は、1月分の金額とする。

(3) 使用日数が30日を超え45日以内の場合は、1月分の金額と1月分の2分の1の金額との合計額とする。

(4) 使用日数が45日を超える場合は、2月分の金額とする。

又は管理人の責めに帰すべき理由により、管理者が別に定める納入期限までに料金を納入しないときは、この限りでない。

第30条～第32条 略

第5章 管理

第33条 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 略

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者等が第6条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は**第31条**の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者等が正当な理由がなくて、第26条の使用水量の計量又は**第33条**の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3)～(5) 略

第36条 略

(過料)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 略
- (2) 正当な理由がなくて第17条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、**第33条**の検査又は**第35条**の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 略
- (4) 第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は**第31条**の手数料の徴収を免れようとして詐偽その他不正の行為をした者

改 正 案

第29条～第31条 略

第5章 管理

第32条 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 略

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者等が第6条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者等が正当な理由がなくて、第26条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3)～(5) 略

第35条 略

(過料)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 略
- (2) 正当な理由がなくて第17条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 略
- (4) 第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして詐偽その他不正の行為をした者

現 行

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 詐偽その他不正の行為によって第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は**第31条**の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

第39条・第40条 略

第7章 補則

第41条 略

別表（第24条、第28条関係）

メーターの口径	基本料金（水量5m ³ まで）	超過料金（1m ³ につき）
13mm	875円	6m ³ から10m ³ まで 40円
20mm	1,025円	11m ³ から50m ³ まで 105円
25mm	1,350円	51m ³ から100m ³ まで 125円
30mm	2,750円	101m ³ から500m ³ まで 155円
40mm	4,700円	501m ³ 以上 170円
50mm	8,050円	
75mm	17,500円	
100mm	32,500円	
150mm以上	管理者が定める額	

改 正 案

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 詐偽その他不正の行為によって第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は**第30条**の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

第38条・第39条 略

第7章 補則

第40条 略

別表（第24条関係）

メーターの口径	料金（1月につき）	
	基本料金	従量料金（1m ³ につき）
13mm	950円	10m ³ まで 35円
20mm	1,200円	10m ³ を超え35m ³ まで 110円
25mm	1,500円	35m ³ を超え100m ³ まで 130円
30mm	3,000円	100m ³ を超え1,000m ³ まで 160円
40mm	5,000円	円
50mm	9,000円	1,000m ³ を超えるもの 180円
75mm	20,000円	
100mm	36,000円	
150mm以上	管理者が定める額	

(高齢介護課)

議案第42号

栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市小野寺ふれあい館を廃止するに当たり、栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第20号と同じ

(子育て支援課)

議案第43号

栃木市子どもサポートセンター条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市子どもサポートセンターを廃止し、同センターの機能を包含した栃木市子ども家庭センターを設置するに当たり、栃木市子どもサポートセンター条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第20号と同じ

財産の取得について

提案理由

東郷堀川調節池整備事業用地として、栃木市片柳町三丁目地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

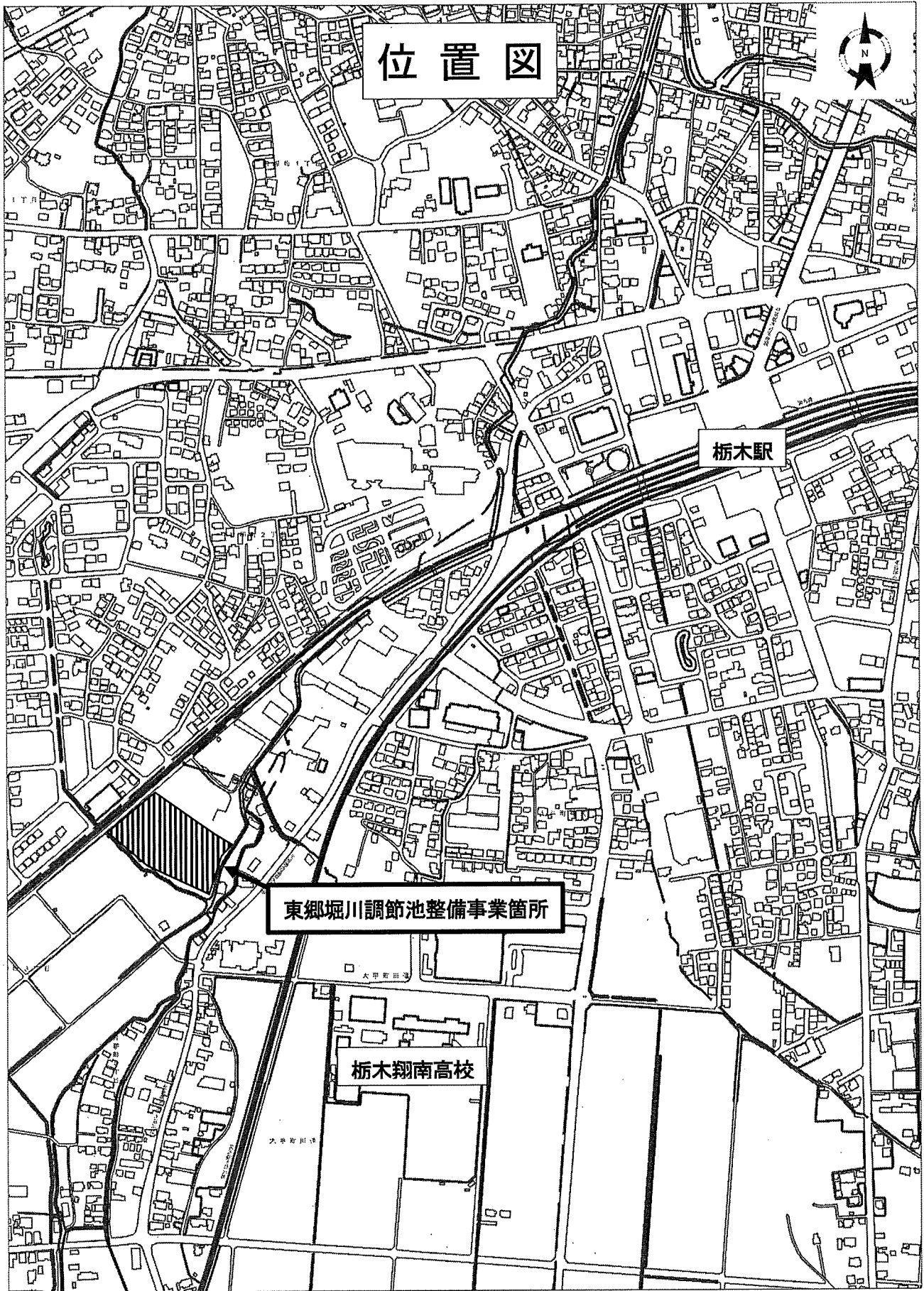
(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○不動産の調書

所在地	地目	筆数	地積 (㎡)	取得価格 (円)
栃木市片柳町三丁目字漆田	田 他4 地目	23	13,178.12	42,426,883



位置図

栃木駅

東郷堀川調節池整備事業箇所

栃木翔南高校

財産の取得について

提案理由

小学校使用教科用図書の採択による買換えのため、小学校指導者用デジタル教科書406冊を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第44号と同じ

(総務人事課)

議案第46号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員6名のうち、西脇はるみ氏が令和6年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

西脇 はるみ 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡5070番地

生年月日 昭和32年5月6日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、加茂律子氏が令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 略

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

加茂律子氏の略歴

住 所 栃木市都賀町家中2726番地

生年月日 昭和33年9月8日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、渡沼康子氏が令和6年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第47号と同じ

渡 沼 康 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市錦町8番5号

生年月日 昭和29年8月4日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

